

議案第七十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定
により、本議会の議決を求めらる。

平成三年九月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年九月十九日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第

号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年三朝町条例第三十二

号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「一万円」を「二万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。